

埼玉県建設工事に係る業務委託情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 本要領は、埼玉県県土整備部・都市整備部が発注する建設工事（営繕工事を除く）に係る設計、調査及び測量業務委託（地質調査業務を含む）（以下「業務委託」という。）において、情報共有システムを活用するにあたり必要な事項を定め、業務履行中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語を以下の各号のとおり定める。

一 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

二 受注者

発注者と情報を相互に交換する立場にある技術管理者（管理技術者、現場技術者）を主に指す。なお、照査技術者等の関係者も業務情報の共有が可能である。

三 発注者

受注者と情報を相互に交換する立場にある監督員（総括監督員、担当監督員）を主に指す。なお、検査員及び発注課所の関係者も各種業務情報の共有が可能である。

四 帳票

本要領における帳票とは、埼玉県測量作業共通仕様書、埼玉県地質・土質調査共通仕様書及び埼玉県土木設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「質問」、「報告」の行為に必要な業務打合せ記録簿及びその添付資料のことをいう。

なお、情報共有システムによる業務打合せ記録簿等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、情報共有システムで処理した業務打合せ記録簿等も「書面」として認められる。紙と同等の原本性を担保するため、業務履行中においては業務打合せ記録簿等の変更履歴を記録し、業務完了後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の「押印・署名」と同等の記録が各業務打合せ記録簿に記録されている必要がある。

(情報共有システムの対象業務)

第3条 本要領は埼玉県県土整備部・都市整備部が発注する業務委託に適用することができる。実施に当たっては、「埼玉県建設DX関係特記仕様書記載例」を参考に特記仕様書へ記載のうえ、契約後に受発注者間の協議により決定とする。なお、利用しない場合の協議記録は必要としない。

2 第2項の規定においても、電子メール等を活用した情報共有を妨げるものではなく、第4条、第7条に規定する電子データによるやり取り、納品を積極的に行うこと。ただし、

業務において、電子メール等、情報共有システムを利用しない場合は情報共有システムの利用実績としない。

(対象とする帳票)

第4条 情報共有システムで対象とする帳票は、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に定める「(別紙2) 電子納品対象書類一覧兼着手時チェックシート」を参考に受発注者協議により決定するものとする。

2 業務打合せ記録簿については、各ベンダーで提供する様式で兼ねることができる。

(対象とする帳票の回議・承諾)

第5条 対象とする帳票の回議・承諾は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

2 情報共有システムは最終版の書類を登録するものではなく、コメント機能等を活用することで、回議・承諾しながら受発注者間で確認や書類修正が可能となるので、これら機能を積極的に活用すること。

(検査)

第6条 情報共有システムで処理した帳票等は電子データを利用した検査(電子検査)を原則とするが、実施にあたっては、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に定める「(別紙2) 電子納品対象書類一覧兼着手時チェックシート」を参考に受発注者協議により決定するものとする。

2 検査にあたっては「埼玉県業務委託における遠隔検査の試行要領」に基づく遠隔検査を活用することができる。

(検査後の帳票等の納品)

第7条 情報共有システムで処理を行った帳票一式は、業務完了時に電子媒体(SDカード等)又は「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に定めるオンライン電子納品で納品するとともに、受注者は検査日の翌月まで、情報共有システムで帳票のダウンロードが可能な状態にしておくこと。

(情報共有システムの選定)

第8条 本要領において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- 一 国土交通省の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev 1.5)」を満たすもの(国土交通省Webページ「情報共有システム提供者における機能要件(Rev1.5)対応状況一覧表」参照)。
- 二 LandXML、IFC、SFC形式を表示する機能を有するもの(変換表示可)。
- 三 検査日の翌月まで、情報共有システムで帳票のダウンロードが可能なもの。

四 システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの。

2 使用する情報共有システムの選定にあたっては、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し決定するものとする。なお、本協議に基づいて情報共有システムを利用する場合は、情報共有システムを用いて報告すること。

(情報共有システム利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、「埼玉県土木工事積算基準書」に基づき、以下の各号に含まれる。

- 一 測量業務においては、測量業務積算基準の測量作業費の間接測量費に含まれる。
- 二 地質調査業務においては、地質調査業務積算基準の純調査費の業務管理費に含まれる。
- 三 設計業務等においては、土木設計業務積算基準の業務原価の間接原価に含まれる。

(その他)

第10条 本要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務等の情報共有システムの活用ガイドライン」（国土交通省）を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附則

1 この要領は令和6年10月1日以降に公告する業務委託に適用する。